

## 応募者番号について（定期公募のみ）

### 1 応募者番号の意味など

#### (1) 応募者番号とは

「応募者番号」は、定期公募における通算申込回数を整理するための番号です。入居候補者になるまで、申込者ごとの固有の番号であり、(2)の場合を除き、自分以外の人に譲ることはできません。

ご家族の中であっても、申込者を変更する（例えば、申込者を父から子に変更する）と新たな申込みとなり、変更前の申込者の申込回数は加算されません。

#### (2) 申込回数を引き継ぐことができる場合

次の場合に限り、申込回数を引き継ぐことができます。申込回数の引き継ぎを希望される方は、申込時に、区役所建築課で必ず手続書（戸籍謄本等を提出していただく必要があります。）をしてください。

##### 1 申込者が死亡し、その配偶者が引き継ぐ場合

##### 2 离婚した元配偶者から、自分の申込回数を譲る旨の誓約書が提出されている場合

（この場合、当該元配偶者の申込回数は0回となります。）

### 2 申込書への記入にあたって（記入例36ページ参照）

○はじめて申込みをされる方は、番号は記入不要です。新規申込である旨の〇印を記入してください。

○申込みが2回目以降の方は、抽選後に発送する「補欠者通知」又は「落選通知」（これらの通知は大事に保管してください。）に記載されている応募者番号を正確に記入してください。

なお、申込者の氏名・生年月日・応募者番号の3つが全て正しく記入されていないと、原則として申込回数を加算することはできませんので、ご注意ください。

### 3 通算申込回数のクリア等について

抽選によって入居候補者（補欠者が選上げて入居候補者となる場合も含む。）となった時点で、  
入居の有無に関わらず、それまでの申込回数は「0回」になります。（次回の申込時には、新規の応募者番号で登録されます。）

#### 〈補欠者通知〉

令和5年度 お曾根市立団地（5月分）の候補者の状況について（追加）

あなたは、お曾根市立団地（5月分）において、次の住處に申込みをされ、候補者（第1順位）となりました。  
（申込者番号 ○○番地○○号室○○号）

つきましては、入居候補者が入居候補し、又は実施となった場合は、再度二次審査について御連絡します。申込時に住所や候補先が変わるとなど、運営事務に変更があった場合は、必ず下記まで御連絡ください。

また、本開催の市管轄の立候補者の受け取扱いで市管轄の運営ができない場合、今回の本事に合格するか否かの結果ともなれなかったものとして判断してください。

なお、次回の審査結果発表額は、令和5年8月です。

申込者番号	○○○○○○○○○○
（お曾根市立団地の候補者のうちの順位に、この応募者番号にご記入ください。）	1番
（追跡先）	〒730-8607 お曾根市立団地一丁目4番21号 電話（088）604-2578

#### 〈落選通知〉

令和5年度 お曾根市立団地（5月分）の候補者の状況について（追加）

あなたは、お曾根市立団地（5月分）において、次の住處に申込みをされました  
候補者（第1順位）、或ひは候補となりましたのでお知らせします。  
（申込者番号 ○○番地○○号室○○号）

今後、お曾根市立団地は、令和5年8月です。

申込者番号	○○○○○○○○○○
（お曾根市立団地の候補者のうちの順位に、この応募者番号にご記入ください。）	1番
（追跡先）	〒730-8607 お曾根市立団地一丁目4番21号 電話（088）604-2578

「応募者番号」及び「通算申込回数」